



生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの 廃棄物処理法上の取扱いに係る取扱細目について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成8年9月18日

管第449号
平成8年9月18日

部内各課・室長様
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様

土木部長

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの
廃棄物処理法上の取扱いに係る取扱細目について（通知）

このことについて、平成8年7月3日付管第262号で通知しているところですが、その取扱細目について生活環境部長から別添写しのとおり通知がありました。については、職員に周知してください。

廃対第91号
平成8年8月26日

土木部長様

生活環境部長

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの
廃棄物処理法上の取扱いに係る取扱細目について（通知）

このことについては、平成8年6月21日付廃対第91号により通知したところですが、その取扱細目について、厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室から別添写しのとおり通知がありましたので、関係者に対して周知及び指導を徹底していただくようお願いいたします。

事務連絡
平成8年8月21日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政担当課殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室

生コンクリート汚泥を脱水・固化等の処理を行ったものの
廃棄物処理法上の取扱いに係る取扱細目について

標記については平成8年6月4日付衛産第41号により通知したところであるが、その取扱細目は以下のとおりであるので、関係者への周知、指導方よろしくお願ひする。

- 1 処理した生コンクリート汚泥が「ガラス・陶磁器くず」に該当すると判断されるためには、脱水・固化及び適正な養生が行われ、かつ2に示す性状を有していることが必要であること。
ここで、脱水・固化とは機械的脱水及び圧密が行われることをいう。
- 2 通知中の「固化したモルタルと同等の性状」とは、強度及び成分に関して固化したモルタルやコンクリート製品と同等であることをいい、具体的には次により判断する。
 - (1) 強度
建築用ブロックの基準（日本工業規格A5406）から判断して、一軸圧縮強度が80kgf/cm²程度が必要であること。
 - (2) 成分
セメント、水、骨材及びコンクリート用混和剤のみにより構成され、これ以外の物が混入していないこと。
- 3 生コンクリート汚泥を処理したものが、1及び2の要件を満たさない場合は、汚泥として取扱い、管理型廃棄物としてpH等に係る生活環境保全上の支障が生じないように適正に処理されなければならないこと。